

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>令和4年9月8日からの豪雨により、高山市丹生川町久手地内の主要地方道乗鞍公園線において、道路の路側が崩壊する公共土木施設の被害が発生した。 復旧工法を検討した結果、トンネルにより復旧することとなり、国の災害査定を令和5年1月27日に受けたところ、申請金額が著しく大きいことから採択が保留となり、更に地形、地盤等の状況からみて特に検討する必要があることから協議設計（実施保留）となった。 このうち採択の保留については、速やかに必要な資料を国へ提出し、令和5年3月30日に解除となったことから、協議設計解除に向けて早期に地質調査を実施する必要がある。 このため、この業務を随意契約により契約し、速やかに工実施を行うことで早期に施設を復旧し民生の安定を図りたい。</p> <p>2 見積を徴した事業者の概要</p> <p>岐阜県岐阜市須賀4-17-16 (株)朝日土質設計コンサルタント</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>早期に復旧を行うには、地質調査等を早急に行う必要があるため。</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>令和3年4月21日付け「災害時における地質調査の応援協力に関する協定」に基づき、岐阜県地質調査業協会に対して地質調査業務の要請をしたところ、協会より業務実施可能者として3者の報告を受けた。 上記3者のうち、(株)朝日土質設計コンサルタントは、地質調査業務の実績を有し、また協会から即座に対応できる体制が整っているとして第一候補で報告されていることから本業務を実施する能力を有していると考えられる。 以上のことから、(株)朝日土質設計コンサルタントが業務実施者として最も妥当であるため、契約の相手方とすることとする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。